

シンボル事業の検討素材募集に係る経過報告(平成 22 年 11 月 17 日現在)  
平成 22 年 11 月 22 日 公共施設再配置計画担当作成

1 現地説明会の結果

第 1 回 平成 22 年 10 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分から実施

参加者 7 社(団体) 14 名(個人参加 2 名を含む)

第 2 回 平成 22 年 11 月 4 日(木) 午後 1 時 30 分から実施

参加者 5 社(団体) 10 名(個人参加 1 名を含む)


上記のほか、学校敷地内を除き、複数名が説明会以外の日時に見学している模様

2 提案状況

受付済提案数 1 件

3 募集内容に対する質問及び回答

No.	質 問 内 容	回 答
1	① 「体育館と公民館の複合化」の解釈について確認です。 これは「1つの施設(建物)内に体育館と公民館の機能を持たせる」という意味でしょうか? それとも教育エリアと住民利用エリアを、今までは完全に垣根があったものを、もっと緩やかな往来のできる一体型のエリアと考えましょう、という解釈でしょうか?	① どちらにも限定していません。
	② 遵守条件ですが、調理室と音楽室の機能も備えた一体化施設が必要(1つの施設建物内に両機能がある)という解釈でしょうか? それともエリア内において、(利用者や利用用途の範囲はともかくとして)そういう機能を持った施設を何らかの形で盛り込むこと、ということでしょうか?	② ①と同様です。
	③ 応募点数は1人1点の限定でしょうか?	③ 限定ではありません。

No.	質 問 内 容	回 答
2	<p>① 西公民館の現状の利用状況（どのような人が、どのような目的で、どれくらい使っているのか）を教えてください。</p>	<p>① 趣味のサークル活動、ボランティア活動、地区活動などの団体利用が主であり、平成 21 年度においては、6 つの部屋で延べ 3,036 件、45,851 人の利用がありました。なお、中高年の女性の利用者が最も多いように思われます。（年齢層や性別については、利用団体登録データから集計可能ですが、個人情報の目的外使用となる恐れがあるため、公表することはできませんので、ご了承ください。）</p>
	<p>② 「提出するもの」に「イメージ図又はこれに替わるもの（A3版・縮尺任意）1部」とありますが、枚数指定はないのでしょうか。</p>	<p>② 指定はありません。</p>
3	<p>① 西中学校の借地部分はどのくらいのになりますか。</p> 	<p>① グランドの東南端に 264 m<sup>2</sup>あります。（下記概略図参照）</p>
4	<p>① 先の質問で、「西公民館の利用状況」として利用者特性（性、年代）を確認する質問があったと思います。それに対する回答は、“集計は可能だが個人情報の目的外使用に該当する恐れがあるので非公表”ということでしたが、文書法制課に確認したところ、そのような事案は個人が特定される情報に当たらないし、目的外使用にもならないという回答</p>	<p>① 文書法制課の回答は、「利用状況を把握するために既にそのような集計済の情報が公民館を所管する課に存在しているのであれば～」との前提の元でのお答えです。</p> <p>秦野市立公民館条例施行規則第 3 条第 1 項に規定する「秦野市立公民館利用団体登録票」には、性別及び年代の記入欄はありません。また、登録要件を満たすか否かを確認する</p>

No.	質問内容	回答
	<p>を頂きました。</p> <p>そこで、当該質問に対する非公表の根拠を改めてお聞きします。</p> <p>私も、公民館の利用者特性を知っておきたいと思いますが、性・年代の割合の何が個人情報で何が目的外使用なのでしょう？</p> <p>「公共施設再配置計画」に資するための公民館利用者データの加工は、まさに目的に適った使用と考えますが、見解をお聞きします。</p> <p>以上、確認したいと思います。</p>	<p>ために添付を求めている団体の構成員名簿にも年代及び性別は記入されていません。</p> <p>したがって、本市には、西公民館利用者の年代や性別を識別する情報は存在しませんので、お詫びして訂正をさせていただきます。</p>
5	<p>① 忠魂碑について</p> <p>忠魂碑の敷地の利用状況はどのようなもののでしょうか。</p> <p>また、その敷地は利用可能でしょうか。</p> <p>② 西中学校について</p> <p>西中学校の駐車場は現在およそ何台程度の利用状況なのでしょう？</p> <p>国道側にあるテニスコートはその要素を敷地内に補完すれば、移動可能でしょうか。</p>	<p>① 現在、忠魂碑の敷地は、普通財産（公共のために利用する目的を持たない市有財産）となっているため、法律上は自由な利用が可能です。ただし、その敷地の利用に当たっては、戦死者の供養という設置の経緯等から、日常の維持管理を行っている遺族会の理解を得ることは必要であると考えます。</p> <p>② 西中学校の敷地内には、教職員の自家用車が駐車されてはいますが、駐車場として確保しているスペースではありません（学校敷地内に駐車場はありません）。また、テニスコートは、移設可能と考えます。</p>
6	<p>① 建物2の3階にある「PTA会議室」ですが、年間の稼働率（稼働日数）はどの位でしょうか？</p> <p>それと、この教室を使っていない時（会議が行われていない時）はどのようなになっているのでしょうか？</p> <p>合わせて、PTA会議室を利用する際ですが、校外者の利用動線はどのようなになっていますか？渡り廊下から入</p>	<p>① PTA会議室は、学校施設に必ず備えなければいけない施設ではありませんが、少子化に伴い余裕ができた教室を利用して、多くの学校が設置しています。稼働日数は、学校によって差があると思いますが、年間30日程度ではないかと思われ（公式な集計データはありません）。ただし、PTA又は教職員が</p>

No.	質 問 内 容	回 答
	<p>って3階に上る形でしょうか？</p>	<p>他の用途に利用することもありますので、一概にこの日数だけの利用であるとは言えません。</p>
	<p>② 建物2の3階にある「音楽室」と、建物3の3階の「第2音楽室」で分けている事情は何でしょうか？</p>	<p>② 音楽室を含む特別教室の面積は、クラス数に応じて、文部科学省の定める基準により設けられ、クラス数の多い学校では、同一用途の特別教室を複数設置する場合があります。</p> <p>西中学校は、クラス数が多く、音楽室を使う授業を行うクラスが同時に複数となることがあるため、第2音楽室を用意しています。</p>